

Table with columns: 区分, 議案番号, 案件名, 議案の説明, 補正前(千円), 補正額(千円), 補正後(千円), 審査する委員会名, 委員会の審査結果, 討論(有無), 討論の内容, 金源新生, 採決 (党派別), 議決年月日, 議決結果. Includes a section for '市長提出議案' with items 109-115 and '決算' with items 116-120, and '条例' with items 121-127.







角谷 敏男議員	<p>議案第121号 鳥取市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について（反対）</p> <p>議案第123号 鳥取市税条例の一部改正について（反対）</p> <p>議案第127号 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（反対）</p> <p>（討論の要旨）                  議案第121号について、今回の条例改正は、国の農業委員会法の改正によって、農業委員会の委員が公選制から市町村長による任命制に改められることに伴うものである。この農業委員会法の改正は、農協法や農地法の改正と一体のもので、T P P受け入れを前提とした国内体制づくりであり、家族農業中心の戦後農政を根底から覆そうという安倍政権の方針である。                  農業委員の公選制は、農地を自主的に管理するために、農業に従事する人たちが自らの代表者を選ぶ自治の仕組みである。それが、市町村長の任命に変わることにより、農業従事者の自主性が損なわれることになる。また、地域内の農業に関する全ての事項について意見を公表することや、行政庁に申し述べるができる「意見の公表、建議」については法文から削除されており、これまでの農業委員会の役割を否定するものでしかない。                  本議案は、現場で農地を守っている農業者の声を反映しにくくし、今後は農地利用の最適化だけをやっていただければいいという農業委員会になる心配があり、農地の番人としての農業委員会制度を形骸化するものである。                  次に、議案第123号について、地方税であった法人住民税法人税割は、2年前に税率が引き下げられるとともに、その同率分が国税の地方法人税として新しくつくられ、その全額を地方交付税の財源に充てることになった。このやり方は、それまでとは異なる地方交付税の原資確保の導入である。このたびの28年度税制改正では、さらに地方税の法人住民税法人税割の税率が引き下げられる一方で、国税の地方法人税の税率を引き上げし、その全額を地方交付税の原資としている。                  地方交付税は、総務省が説明するように、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するものである。この地方交付税の原資となる国税の一定割合は法律で決定され、地方交付税の財源が算定されている。今回、地方税である法人住民税法人税割が引き下げられても、地方財政への影響が及ばないように手当てがされているということであるが、地方税である法人住民税法人税割の税率を引き下げ、国税の地方法人税を引き上げた分を交付税の原資にすることは、これまでの法律で定める地方交付税の原資確保とは異なり、交付税制度の根幹にもかかわるものである。今、地方創生・再生が強く求められる中、自治体財政の地域間の偏在性は正や財政力格差の縮小は、地方交付税制度そのものの拡充を求めるべきであり、こんな姑息なやり方を認めることはできない。                  最後に、議案第127号について、導入の目的を保育士不足と年度途中の待機児童に対応するためとされているが、本当にそれらにつながるのか。小規模保育事業所に職員配置の弾力化、つまり保育士の資格のない者の導入は、保育の質を維持したいという、鳥取市が進める処遇改善の施策に逆行するものである。小規模保育事業所は0歳から2歳という大切な発達段階にある児童を預かっている。無資格者の導入は、保育の質の低下を招き、子供の命の安全が確保されないことになりかねない。保育士の資格を持っていても保育士として働いていない人、潜在保育士の掘り起こしにつながる施策をとること、例えば正職員の採用をふやすこと、正規・任期付・臨時職員の給与・労働条件など処遇改善こそが強く求められている。この条例は、期限つきとはいえ、国・県の動向待ちの本市の態度では、常態化されるおそれがある。</p>
西村 紳一郎議員	<p>議案第121号 鳥取市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について（賛成）</p> <p>（討論の要旨）                  農業委員会は市町村の独立行政委員会であり、その主たる使命は、農地法に基づく農地の許認可業務、担い手への農地集積・集約化の促進、耕作放棄地の発生防止及びその解消といった、農地利用の最適化の促進である。しかしながら、農業従事者の高齢化、担い手不足、鳥獣被害の増加による耕作放棄地の拡大、このことは、各地区の地域農業の維持・発展に向けて共通した問題点であるとともに、本市の農業振興の大きな課題の1つである。改正法は、農業委員の選出方法を公選制から、市議会の同意を得ることを要件として市長の任命制に改め、各地区における農地利用の最適化を行う農地利用最適化推進委員を新設するものである。また、農業委員を任命する際には、過半数を認定農業者が占めるとされており、農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項について、その職を適切に行う者とされている。                  本条例改正の定数について、現在の農業委員の定数47名から24名に削減されるが、新たに農地利用最適化推進委員が48名任命される。このことにより、今まで以上にきめ細やかな農地の管理、耕作放棄地の解消、新規就農者への農地集積の促進に寄与できるものと考ええる。                  建議の廃止について、建議が意見書にかわることになる。その意見書の農地利用の最適化の推進に関する事項の中で、農家の意見・要望は従来どおり市政に反映されるものであり、建議と大きく変わるものではないと考える。この法改正、条例の改正によって、農業委員会が農家の負託に応え、その主たる使命をよりよく果たせるようになるものと考えている。</p>
吉野 恭介議員	<p>議案第123号 鳥取市税条例の一部改正について（賛成）</p> <p>（討論の要旨）                  この議案は、都道府県及び市区町村などの地方税について、その賦課や徴収の手続を定めた地方税法という国の法律の一部改正に伴う本市の条例改正案である。住民税や法人住民税に係る延滞金を計算する際の税率の見直しと、新たに軽自動車税に環境性能割を設ける所要の整備を行う改正である。制度全体の見直しをすべきとの意見は理解するものの、これまで積み上げてきた法律の改善が現実的得策と考える。</p>
前田 伸一議員	<p>議案第127号 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（賛成）</p> <p>（討論の要旨）                  今回の条例改正の目的は、背景に保育士不足の問題があり、保育士、保育教諭の配置基準を弾力化することで現場の保育士の労働環境を改善することにある。このたびの条例改正のポイントは、1つ、平成31年度末までの特例措置であること、1つ、朝夕の児童が少数となる時間帯の職員配置の弾力化、1つ、幼稚園教諭・小学校教諭等の活用、1つ、8時間以上開所する場合における職員配置の弾力化の4点である。またあわせて、特例により配置する職員数については必要となる保育士数の3分の1を超えてはならないこと、また、この職員は保育の質を確保するために必要な研修を受けなければならないことも定められている。                  本年6月23日の福祉保健委員会の、保育現場に無資格者を配置しないよう求める請願の審査の中でも、保育現場の弾力化を進める本制度が導入されれば、現場保育士のローテーション、早朝・延長保育がやりやすくなるとの現場の側の声が多いことも確認した。                  私は、短期間に資格を持つ保育士を必要人数確保することは現状では困難であり、このたびの条例改正は、保育士不足を抱える本市の実情に鑑み、保育士の労働環境を改善し、待機児童の解消にもつながる的確な措置であると考えている。</p>

<p>太田 縁議員</p>	<p>議案第116号 平成27年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について（反対）</p> <p>（討論の要旨）  市庁舎整備関連事業費について、土壤汚染調査、地質調査、基本計画、実施設計、オフィス環境整備事業費が計上された。一方、地質調査実施のスケジュール変更などにより減額補正、土壤汚染調査の結果によるさらなる調査が必要となり補正計上された。これらについて、計画的に執行されているとは言えない。以前にも述べたように、基本設計と実施設計を同時に行うことに無理がある。このことは、本来、基本計画を行うまでに、その土地に関する細かな調査を行い、明確な根拠に基づいて基本方針を鳥取市として示さなかったことに起因していると考え。</p> <p>もともと市立病院跡地は地下水位が高く、地震においては液状化が免れない。支持層の地盤が斜めであり、安定な支持基盤をつくるのは容易でない。また、病院跡地であるから、土壤汚染の心配も拭い切れない土地である。土壤汚染が明らかになった土壌については、土壌対策法に基づき適切な処理を行わなければならない。当然にこれには費用が伴う。また、土壤汚染、地質調査については、調査結果を具体的にどのように反映させようとしているのか、具体案が示されていない。市にとって想定外の結果が出た場合、具体的な対策法が明瞭でない。基本計画策定において、浸水を想定しながら、建設委員会、市議会特別委員会において建物に対する浸水対策は検討したが、敷地周辺の浸水被害軽減のための排水計画や方法・対策は検討していないという。これら委員会以外において全庁的に議論されているとするならば、その内容が公表されていない。液状化対策も同様である。</p> <p>鳥取市は特例市であり、都市計画法に基づく開発許可、土壤汚染法に基づくその権限は市長に移譲されており、市長の責任は極めて重い。</p> <p>国土交通省は、鬼怒川の氾濫以来、ガイドラインの見直し、熊本地震の後、液状化対策も見直しが行われている。このように、近年、災害のためにさまざまな検討が行われているが、これらを勘案し、反映させている議論が示されていない。調査の結果のたび迅速に対応するためには、臨機応変に予算修正を行えない状況にある。この進め方にそもそも問題があり、このような市政運営に問題があると言わざるを得ない。</p>
<p>石田 憲太郎議員</p>	<p>議案第116号 平成27年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について（賛成）</p> <p>（討論の要旨）  議案第116号のうち市庁舎整備事業費及び市庁舎整備推進事業費について、市庁舎は、市民の安全・安心を守る防災拠点として機能することが重要であり、3・11以降、その整備は喫緊の課題となっていた。旧市立病院跡地への新築が決定し、現在、平成31年の開庁に向け、事業が進められている。</p> <p>平成27年度の市庁舎整備事業費については、土壤汚染対策法に定める有害物質の土壤汚染調査、現庁舎の満足度や、備品及び文書量、会議室の利用実態調査等のオフィス環境整備業務、そして基本設計業務が行われており、いずれの事業も当該年度スケジュールに従って着実に進められている。また、その過程における市民や議会への説明も丁寧に行い、防災拠点として急がれている新庁舎建設を遅滞なく、かつ確実に進められており、評価するものである。</p> <p>市庁舎整備推進事業費については、市民の意見や新庁舎建設委員会の専門的見地からの意見を踏まえ、平成27年7月に基本計画として、みんなでつくるとっとり市庁舎の考え方を決定し、11月に公開によるプロポーザルを実施して設計者を選定した。12月に基本設計、実施設計の契約をした後、基本設計作成に向けて市民ワークショップを行い、フィールドワークを実施するなどして、市民の意見やアイデアをいただき、基本設計に反映させている。また、市報やホームページ、パンフレットによる広報以外にも、建設予定地に広報用看板を設置し、事業スケジュールや設計内容の検討を広く市民に周知するなど、丁寧な説明に努められており、評価するものである。</p>
<p>伊藤 幾子議員</p>	<p>議案第116号 平成27年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について（反対）</p> <p>議案第117号 平成27年度鳥取市水道事業決算認定について（反対）</p> <p>（討論の要旨）  一昨年4月に消費税が8%に増税されて以来、個人消費の落ち込みは続き、2014年度、2015年度と、戦後初めて2年連続マイナスとなった。安倍首相も、個人消費の落ち込みについて、予想以上に大きく、予想以上に長引いていると認めている。アベノミクスによる好循環どころか、悪循環としか言いようがない。大企業が史上空前の利益を上げたその一方で、実質賃金は4年連続で下がっており、実質世帯収入は年収ベースで624万円から590万円まで低下している。これでは個人消費が上向くはずがない。本市においては、アベノミクスの影響から、有効求人倍率は改善傾向にあり、景気が回復基調で、結果として個人市民税が増収になったと分析されているが、決して市民生活が楽になったわけではない。その認識が必要である。</p> <p>27年度は、国保料の引き下げや第3子以降の保育料無償化、第2子の保育料のさらなる軽減は、市民の声に応えたもので、評価する。引き続きの引き下げ、拡充を求める。また、子供の貧困対策のための連絡会の立ち上げ、就学援助の支給を早めたこと、市営住宅空き室の修繕戸数をふやし入居募集の拡大をしたことも、市民生活を支えるものであり、今後の取り組みに期待する。</p> <p>しかしながら、介護保険料の基準額が17%も引き上げられたことは、かなりの負担増である。それでも徴収率が高いのは、84%の人が年金からの天引きだからである。保険料以外にサービス利用にも1割の負担が要るので、国も禁止していない一般会計からの繰り入れで保険料軽減の支援をするべきである。それから、生計費非課税の立場から、水道料金への消費税転嫁は認められない。</p> <p>次に、27年度の市政運営について、まず、中核市移行については、中核市になるだけにとどまらず、その先には連携中枢都市圏という新たな広域連携の構想がある。都市部に公共施設と住民サービスを集約するもので、周辺地域の切り捨てと住民サービスの後退が進み、地域の疲弊をさらに進めるだけである。市報やパンフレット、出前説明会等で広報したとのことだが、市民は理解できたのか。中核市移行の必要性をどれだけの市民が感じているのか。市町村合併の二の舞、いや、それ以上に地域の衰退を招くことになるといった危惧が拭えない。しかも、中核市移行に伴う保健所設置のために新庁舎の面積が基本計画で5,600平米ふえた。丁寧な説明があったとは思えない。</p> <p>次に、可燃物処理施設建設について、高効率発電のための送電線新設を中国電力へお願いする負担金が合計2億1,430万円出された。高効率エネルギー利用という名目で、高効率ごみ発電施設をつくるよう政府が誘導している問題が根本にあるとともに、発電用と称し、燃料となるごみを集める必要から、ごみの減量化やリサイクルの取り組みに逆行する。高効率発電は不要である。</p> <p>最後に、マイナンバー制度について、ことし1月から個人番号カードの交付が始まり、本市のカード普及率は現時点で6%程度ということである。この個人カードをめぐるのは、システムの不具合等で交付が滞ったということで、カード作製を担う地方公共団体情報システム機構がカード管理システムを開発した企業に損害賠償を求める事態になっている。このことから、見切り発車で始めた制度であることは明らかである。一旦運用を中止し、マイナンバー制度が本当に必要なのか再検討すべきである。</p>

議案第116号 平成27年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について（賛成）

議案第117号 平成27年度鳥取市水道事業決算認定について（賛成）

## （討論の要旨）

議案第116号のうち、中核市移行に関する経費について、全国790の都市の中、人口50万人以上が対象となる20の政令都市に次ぐ、自治の権限が期待できる、そんな中核市への仲間入りを目指している本市である。北陸から山陰のエリアでいち早く中核市になり、そして連携中枢都市として近隣市町1市6町をリードしていく本市の姿勢を応援する。今後、人口減少社会に向かっていくときに、近隣の市町がお互い不足するところを補い合う相互補完の連携であり、本市が県境を越えた市町との集約化を行おうと考えているものではない。集約ということであれば、特に県外の市町は協定など締結されないはずである。

さて、中核市に向かう国・県への申請手続やヒアリングが本格化していく本年度であるが、各ハードルをクリアして、平成30年4月1日のスタートの日を心待ちにしている。なお、この中核市移行を進める経費、決算額148万6,000円は市民理解を深めるための意識啓発や広報活動の費用であり、仮に中核市移行に懸念材料があったとしても、行政の取り組みを理解し、点検・監視する意味においては必要な情報であり、積極的に賛同するものである。

次に、河原の可燃物処理場の建設について、高効率発電や送電線工事の負担金1.7億円以上の執行について、ごみ処理減量化に関する事業項目はほかにも12項目あり、決算額は12億1,000万円に上っている。その事業内容や費用が必要とされる根本原因を精査すべきと考える。

可燃物処理場4カ所の施設は老朽化が著しく、修理や補修でしのいでいる現状であり、早期の稼働が喫緊の課題である。ことし8月1日に東部広域行政管理組合と構成市町の1市4町、そして国英地区全14集落との間で可燃物処理場の建設に関して基本協定が締結された。協定の中には、ごみの分別収集の徹底や減量化も言及されている。建設工事は四、五年かかるとも推測され、保安林解除の申請や文化財埋蔵調査にようやく着手する段階に入っている。先日、東部広域の委員21人で、本市の予定施設と同規模か少し小さな県外施設を視察いたしました。24時間稼働でシステム化、ロボット化され、運営は外部委託、ごみの焼却熱を売電し年間2億円を回収しておられました。本市の取り組みも同じように売電収益を得ることも必要であり、そのための高効率発電施設や送電線工事の費用であり、省エネにつなげる、必要な積極投資と考える。

次に、マイナンバー制度について、カードを持っていてもお得感を感じられないので、カードの交付率が6%と低い現状であるが、本制度は確実に、煩わしい事務作業の手間が省かれ、生産性を上げることにつながる大切な制度である。情報漏えいやセキュリティの点で信頼が置けるか、まずは来年度、平成29年にコンビニ交付がスタートするが、その制度で確認すべきと考える。コンビニ交付というのは、住民票や印鑑証明書などの公的証明書の発行サービスが、役所に出向かなくても、お近くのコンビニで、土曜・日曜であっても、夕方5時を過ぎても、県外にいても入手できる便利な制度である。マイナンバーカードを使用しないとサービスは受けられませんが、カードがあれば、銀行のATMと同じように、いつでも、どこでもの感覚でサービスが受けられる。また、市は、カードの交付事業の拡大や住基カードからの切りかえに伴う事務作業や体制整備に対する財政支援を総務省や県に要望し、普及につなげようと働きかけていることもつけ加えておく。

最後に、議案第117号について、飲み水に消費税が賦課されるのは、生計費非課税の立場から、認めることはできないとの反対意見もあったが、消費税は国の施策によるところであり、水道事業においても、健全経営を図る上で当然必要と考える。また、市として、簡易水道統合後の旧簡易水道施設への国庫補助金の期間延長や、整備事業への国庫補助要件の緩和と補助率の拡充を厚生省に、また、統合後の水道事業への財政支援などを総務省に要望していることも申し添えておく。

<議員提出議案について>

<p>岩永 安子議員</p>	<p>議案第13号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を含む見直しを求める意見書の提出について（反対）</p> <p>（討論の要旨）          子供の医療費助成は全ての都道府県・市町村が実施している。成長期にある子供の受診抑制があつては、将来にわたって取り返しのつかない事態になりかねない。せめて医療費の負担を軽くしてほしいという親の願いに応じて医療費助成は実現され、広がってきたものである。しかし、国は少子化対策を言いながら、子供医療費助成を行う自治体に対し国庫負担減額調整措置、いわゆるペナルティーを行っている。ペナルティーは自治体の財政を圧迫し、廃止を求める声はまさに地方自治体の声、自治体のみならず市民の声となっている。実際、昨年11月、全国知事会、全国市長会、全国町村会として、直ちに廃止するよう強く求めるとして、廃止を求める意見書を上げている。3月には再度、平成29年度予算に着実に反映するよう、地方3団体として強く要望を出している。</p> <p>子供の医療費助成に係る国庫負担の減額調整措置をめぐる情勢は刻々と変化している。厚生労働省は世論に押されて検討会を設置して、今秋をめどに取りまとめるという表明から、年末までに結論を出すという、先送りされた状態と言える。今議会で、廃止を含む見直しではなく、はっきり廃止を求める意見書で政府に迫らないと、まさにタイミングを逃すことになりかねない。</p>
<p>平野 真理子議員</p>	<p>議案第13号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を含む見直しを求める意見書の提出について（賛成）</p> <p>議案第14号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について（反対）</p> <p>（討論の要旨）          昨年3月17日、参議院予算委員会で塩崎厚生労働大臣は、今後、少子社会における子供の医療のあり方等を検討する場を設け、関係者も交えつつ議論し、しっかり考えていきたいと答弁している。これを受け、私ども鳥取市議会は昨年6月議会において、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書を提出し、減額調整措置のあり方について早急に検討の場を設け、見直しを進めることとあわせ、子供等に係る医療支援を総合的に検討するよう求めることを国に働きかけてきた。同趣旨の要望書等は全国からも多く提出され、本年6月2日に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいて、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得るとの方針が示されたところである。ここで示されている、見直しを含めた検討を行うとの文言は、減額調整措置の扱いについては、昨年、私たち議会が提出した意見書と同様、財源論も含めた総合的かつ慎重な検討を引き続き行うことを明記したものである。</p> <p>さらに、このたび厚生労働省が平成29年度の予算概算要求の主要事項で示した、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討との方針は、他の保健医療に係る施策などへの影響を考慮し、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の観点から、地方自治体の意見を聞きながら慎重に検討が進められることが肝要と考えているものである。</p> <p>議案第14号の意見書は、財源確保について明記されておらず、廃止の結論以外認めないというような要望になっている。昨年6月、鳥取市議会が提出した意見書との整合性がないことから反対する。</p> <p>議案第13号の意見書は、既に提出した意見書と現在までの過程と現状認識を踏まえており、今後、持続可能な国民健康保険制度を堅持するための財源を確保し、廃止を含む見直しを求めることで、さらに国への地方の要望が届くことを考え賛成するものである。</p>



<請願について>

岩永 安子議員	<p>平成28年度請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書提出を求める請願（継続審査に反対）</p> <p>（討論の要旨）</p> <p>本請願がことし2月議会に提出されてから、3度目の継続審議となった。農業県鳥取県、その県都の鳥取市の議会が、農業を壊すTPPに対し、拙速な批准をするな、よく審議せよと意見書を上げられないのは非常に残念である。本議会でも、農業者の実態、市政に適切な施策を求める討論が行われた。農業者のなりわいを守ることは国土の維持・保全につながり、また、食料確保のために第一義的な課題であると考え。農業を守るために、TPP協定の国会批准をしないよう力を合わせていけないものだろうか、残念でならない。</p> <p>先日、新聞報道によると、既に年間77万トン受け入れている輸入米のうち、食用として取引される米が輸入業者と卸業者の間で価格偽装が行われ、国産米より安い輸入米が流通していた疑惑があると報じられている。60キロで最大3,600円も安く販売されていた。さらに、農水省はこのことを2年も前から情報を得ていたということである。先日から始まった国会では早速、この問題を含めTPP問題が大きな焦点として議論が始まった。TPPで政府はアメリカ、オーストラリアから8万7,500トンの輸入枠を新たに設置した。もし疑惑が真実ならば、米について影響なしとした政府のTPP試算の信憑性が損なわれるものである。</p>
---------	--